◇公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一四号）（金融庁）

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四年法律第四一号）の施行期日は、令和五年四月一日とすることとした。

◇公認会計士法施行令等の一部を改正する政令（政令第一五号）（金融庁）

一　公認会計士法施行令の一部改正関係

1　監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限に関する規定の整備

監査法人の社員の配偶者が被監査会社等の役員等であるために当該監査法人の監査証明業務が制限されることとなる社員の範囲を、当該被監査会社等の財務書類について当該監査法人が行う監査証明業務に関与する社員、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施状況の検証をする社員等とすることとした。（第一四条の二関係）

2　上場会社等監査人登録制度に関する規定の整備

㈠　公認会計士及び監査法人が上場会社等監査人名簿への登録を受けなければ、その財務書類について監査証明業務を行うことができないこととなる「上場会社等」の範囲を、金融商品取引所に上場されている株券等の発行者等とすることとした。（第二九条の二関係）

㈡　登録申請者が監査法人である場合の登録拒否要件のうち公認会計士である社員の最低人数を、五とすることとした。（第二九条の三関係）

㈢　登録申請者が有限責任監査法人である場合の登録拒否要件のうち最低資本金の額を、社員の総数に一〇〇万円を乗じて得た額に相当する金額とすることとした。（第二九条の四関係）

㈣　登録上場会社等監査人が公認会計士である場合の共同監査人の数を一、共同監査人の数と補助者の数を合計した数を四とすることとした。（第二九条の五関係）

3　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　公認会計士法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係

公認会計士法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項に規定する者が行ったものとみなされる業務補助等の期間を、二年以上から三年以上とすることとした。（附則第二条第二項関係）

三　施行期日等

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令及び金融庁組織令について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条及び第三条関係）

2　この政令は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行することとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六号）（環境省）

1　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成一六年法律第七八号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める特定外来生物として、アカミミガメ、アメリカザリガニを追加することとした。（別表第一関係）

2　アカミミガメ等の飼養等又は譲渡し等をする者について、当分の間、法第四条又は第八条の規定を適用しない要件を定めることとした。（原始附則第二条関係）

3　この政令は、令和五年六月一日から施行することとした。

政　令

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を次に公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十一号

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十四号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年二月二十日とする。

文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十二号

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「法」という。）第十六条の二第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十四号）の施行の日（令和五年二月二十日）から施行する。